

令和2年3月25日

関西電力株式会社第三者委員会
委員長 但木 敬一 様

福井県総務部人事課長 姫川 祐一

第三者委員会調査報告書にかかる確認について

令和2年3月14日付けで公表された調査報告書の内容について、下記のとおり照会します。

記

- 1 「県や当時の通商産業省の了解」(P72 7行目)、「国土利用計画法の手続が円滑に進められる額まで上積みする」(P72 18行目)とありますが、どのような決定過程があったと確認されているのかご教示ください。
- 2 「原子力発電所の見学等を目的とするものについては、福井県の職員等が参加することもあった」(P77 6行目)とありますが、県職員の参加について、どのような事実が確認されているのかご教示ください。

令和2年4月2日

福井県庁 総務部
人事課 内田 博幸 殿

関西電力株式会社第三者委員会
委員長 但木 敬



ご照会に対するご回答

冠省

令和2年3月25日付で頂きましたご照会事項につき、以下のとおりご回答いたします。

第1点目については、本調査の中で、関西電力において、調査報告書72頁6～8行目記載の方針及び同18～20行目記載の方針の決定があったことを確認しております。

また、第2点目については、本調査の中で、森山氏との旅行に福井県の職員等が同行していた事実を確認しております。

当委員会は、これらの事実確認を、本調査の目的で関西電力から受領した内部資料、本調査の目的でヒアリング対象者から得た情報等に基づいて行っておりますところ、守秘義務等の観点で、いずれにつきましてもより具体的な情報及び根拠資料等を当委員会から貴県に対し開示することは致しかねる旨、ご容赦いただきたく存じます。

草々

令和2年4月14日

関西電力株式会社
代表取締役社長 森本 孝 様

福井県総務部人事課長 内田 博



令和2年3月14日付けで公表された関西電力株式会社第三者委員会の調査報告書の内容について、下記のとおり照会します。

記

調査報告書の中で福井県職員が関係する内容（フナクイムシ問題 [報告書 72 頁] および関西電力役職員、森山氏と県職員等との旅行 [報告書 77 頁]）について、第三者委員会に対し事実関係を確認したところ、守秘義務等の関係で具体的な情報および根拠資料等を開示することは致しかねるとの回答でした。

つきましては、これらについて、関西電力が第三者委員会に提出した関係資料や保有する資料等を含め、関西電力としてその具体的内容をご教示ください。

関原発第58号
令和2年4月16日

福井県総務部人事課長
内田 博幸 様

関西電力株式会社
代表取締役社長 森本

令和2年4月14日付けでご照会のあったことについて、下記のとおりご回答します。

記

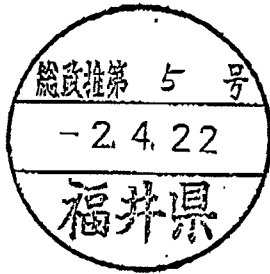
調査報告書については、第三者委員会が弊社から提出された資料やヒアリング対象者から得られた情報等に基づき独自の調査を行い、とりまとめられたものです。

また、第三者委員会の調査に応じた弊社社員は、その調査に関する一切の情報について守秘義務を負っており、弊社を含めた第三者に対し、一切これを開示できないこととなっております。

このため、弊社は、第三者委員会に対し弊社社員の誰がどのような資料を提出し、どのような証言を行ったのか等について知り得る立場になく、どのように事実認定がなされたのかを把握しておりません。

調査報告書は、第三者委員会が報告書の目的・意義、プライバシー等への配慮を総合考慮の上、作成されたものであり、弊社としても公表したものです。よって、報告書を超える内容については、回答は致しかねます。

以 上



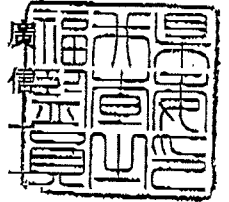
配付資料 2-2

福監第 76 号
令和 2 年 4 月 22 日

福井県知事

杉本 達治 様

福井県監査委員 小堀友
同 清水智
同 江川権
同 平鍋順



随時監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

地方自治法第199条第5号の規定による随時監査の結果

第1 随時監査の趣旨

県の機関における財務に関する事務の執行について、高浜町元助役と関連があるとされる企業に対する発注を速やかに確認する必要があるため、「福井県監査委員監査基準」に準拠し、随時監査を実施した。

第2 監査の対象

株式会社塩浜工業（敦賀市）への発注

第3 監査の着眼点

- 1 入札事務の手続きについて
- 2 契約事務の手続きについて
- 3 検収・支払事務の手続きについて

第4 監査の実施方法

文書保存年限期間中の次の証拠書類等に基づき、監査を実施した。

- 1 平成26年度（敦賀土木事務所については平成25年度）以降の発注については、入札、契約、支出関係証拠書類
- 2 平成25年度（敦賀土木事務所については平成24年度）以前の発注については、工事請負契約の工事台帳に記載の範囲

第5 随時監査の結果等

1 監査の実施状況

(1) 対象機関 嶺南振興局（若狭）

- | | |
|-------------|-------------------|
| ア 監査実施年月日 | 令和2年4月17日 |
| （事務局職員による調査 | 令和2年4月8日から17日） |
| イ 監査対象期間 | 平成5年度から令和2年度調査日 |
| ウ 監査件数 | 6件（うち平成26年度以降は0件） |

(2) 対象機関 嶺南振興局（二州）

- | | |
|-------------|--------------------|
| ア 監査実施年月日 | 令和2年4月17日 |
| （事務局職員による調査 | 令和2年4月8日から17日） |
| イ 監査対象期間 | 平成11年度から令和2年度調査日 |
| ウ 監査件数 | 10件（うち平成26年度以降は0件） |

(3) 対象機関 交流文化部 スポーツ課

- | | |
|-------------|-------------------|
| ア 監査実施年月日 | 令和2年4月17日 |
| （事務局職員による調査 | 令和2年4月8日から17日） |
| イ 監査対象期間 | 平成26年度から令和2年度調査日 |
| ウ 監査件数 | 1件（うち平成26年度以降は1件） |

(4) 対象機関 農林水産部 丹南農林総合事務所

- | | |
|-------------|----------------|
| ア 監査実施年月日 | 令和2年4月17日 |
| （事務局職員による調査 | 令和2年4月8日から17日） |

イ 監査対象期間 平成11年度から令和2年度調査日
ウ 監査件数 1件 (うち平成26年度以降は0件)

(5) 対象機関 土木部 公共建築課

ア 監査実施年月日 令和2年4月17日
(事務局職員による調査 令和2年4月8日から17日)
イ 監査対象期間 平成11年度から令和2年度調査日
ウ 監査件数 9件 (うち平成26年度以降は1件)

(6) 対象機関 嶺南振興局 敦賀土木事務所

ア 監査実施年月日 令和2年4月17日
(事務局職員による調査 令和2年4月8日から17日)
イ 監査対象期間 平成11年度から令和2年度調査日
ウ 監査件数 48件 (うち平成25年度以降は13件)

(7) 対象機関 嶺南振興局 小浜土木事務所

ア 監査実施年月日 令和2年4月17日
(事務局職員による調査 令和2年4月8日から17日)
イ 監査対象期間 平成11年度から令和2年度調査日
ウ 監査件数 13件 (うち平成26年度以降は1件)

(8) 対象機関 嶺南振興局 敦賀港湾事務所

ア 監査実施年月日 令和2年4月17日
(事務局職員による調査 令和2年4月8日から17日)
イ 監査対象期間 平成11年度から令和2年度調査日
ウ 監査件数 18件 (うち平成26年度以降は2件)

(9) 対象機関 教育委員会 三方青年の家

ア 監査実施年月日 令和2年4月17日
(事務局職員による調査 令和2年4月8日から17日)
イ 監査対象期間 平成26年度から令和2年度調査日
ウ 監査件数 5件 (うち平成26年度以降は5件)

(1.0) 対象機関 公安委員会 会計課

ア 監査実施年月日 令和2年4月17日
(事務局職員による調査 令和2年4月8日から17日)
イ 監査対象期間 昭和47年度から令和2年度調査日
ウ 監査件数 1件 (うち平成26年度以降は0件)

2 監査の結果

監査を実施した結果、平成26年度(敦賀土木事務所については平成25年度)以降の発注については、正確で適正に執行されていた。また、平成25年度(敦賀土木事務所については平成24年度)以前の発注については、特に指摘すべき事項は認められなかった。